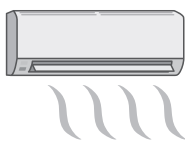


# 熱中症に注意しよう

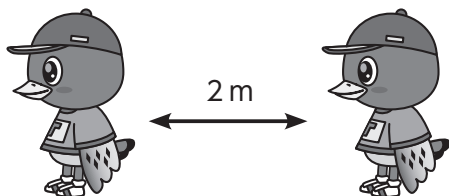
今年の夏は、これまでとは異なる生活環境下で迎えることになり、例年以上に熱中症にも気を付けなければなりません。十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心がけるようにしましょう。

## 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用するなど、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日などは特に注意する



## 適宜マスクを外しましょう



- ・気温や湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合にはマスクを外す
- ・マスク着用時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとったうえで、適宜マスクを外して休憩を

出典：環境省・厚労省ホームページ

## こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2ℓを目安に
- ・大量に汗をかいたときは塩分も忘れずに

## 日ごろから健康管理をしましょう



- ・日ごろから体温測定、健康チェック
- ・体調が悪く感じたときは、無理せず自宅で静養

## 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

### 新しい生活様式

感染防止の3つの基本

- ① 身体的距離の確保
- ② マスクの着用
- ③ 手洗い

詳しくは、厚労省ホームページをご確認ください。

### 防疫に関する協定を締結

町は、一般社団法人千葉県ペストコントロール協会と「災害時等及び感染症発生時における防疫業務に関する協定」を6月11日に締結しました。

災害時や新型コロナウイルスなどの感染症が発生した場合に、千葉県ペストコントロール協会が消毒などの防疫活動を実施し、感染症の拡大防止と町民生活の安定を目指します。

### 行事等の中止

#### ◆中止

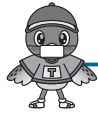
- ▼ 東庄音頭ばんおどり会
- ▼ 東庄ポーク&ビア夏祭り

産業振興係

☎ 6075

### ご寄付をいただきました

- ◆ 町内在住の方
- 東庄病院へ10万円

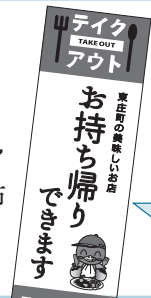


# 給付金などの支援策を確認

このほかにも国や県の支援制度がありますので、町のホームページをご覧ください。

受けとる	全員	<b>国の支援策</b> ・特別定額給付金 対象者 一人につき <b>10万円</b>	<b>◆対象</b> 基準日(令和2年4月27日)に、住民基本台帳に記録されている者 <b>◆申請</b> 郵送 町から郵送された申請書に記入し、必要書類を添えて返送してください。 郵送が困難な方 役場総務課(2階⑩窓口)で申請の受付を行います。 ※オンライン申請方式は5月末をもって終了しました <b>◆申請期限</b> 8月10日(月)まで(当日消印有効) 問 総務課 庶務係 ☎86-6082
	子育て世帯	<b>国の支援策</b> ・臨時特別給付金 対象児童 一人につき <b>1万円</b>	<b>◆対象</b> 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方 ※特例給付の方は対象外 <b>◆申請</b> 公務員以外の方は、申請等不要です。 【公務員】申請期間 11月30日(月)まで 問 町民課 町民係 ☎86-6070
		<b>町独自の支援策</b> ・子ども子育て応援給付金 子ども 一人につき <b>3万円</b> 妊産婦 一人につき <b>3万円</b>	<b>◆対象</b> 基準日(令和2年4月30日)時点で住民基本台帳に登録されている ①平成14年4月2日から令和2年4月30日までに生まれた子を監護する方 ②令和2年6月1日までに母子健康手帳の交付を受けている妊婦、または5月1日から5月31日までに出産した産婦 <b>◆申請</b> 児童手当受給者の方は申請不要です(公務員除く)。そのほかの方は、申請書を送付します。 問 町民課 町民係 ☎86-6070 健康福祉課 子育て支援係 ☎79-0910
事業主	<b>町独自の支援策</b> ・中小企業緊急支援給付金 ・農業者緊急支援給付金	<b>◆対象</b> 前年同月と比較して30~50%未満、売上が減少している中小企業事業者・農業者 <b>◆給付額</b> 売上減少率 40~50%未満10万円/30~40%未満5万円 問 (中小企業事業者) まちづくり課 産業振興係 ☎86-6075 東庄町商工会 ☎86-3600 (農業者) まちづくり課 農政係 ☎86-6076	

減免	<b>◆対象</b> 新型コロナウイルス感染症の影響により①重篤な傷病を負った世帯、②前年同時期に比べ収入が3/10以上減少した世帯 一定の条件に該当する場合は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を減免することができます。詳細は町ホームページをご覧ください。 問 町民課 賦課徴収係 ☎86-6073
----	---

そのほか	<b>町独自の支援、対応策として実施している事業です</b> <b>◆切り花配布事業</b> 町内の切り花農家から花を買い取り、公共施設・福祉施設等へ配布 <b>◆飲食店等支援(テイクアウト)事業</b> ※クーポン券付きチラシは終了 飲食店の販路拡大を目的にクーポン券付きテイクアウト情報チラシを配布 <b>◆防災用備品購入事業</b> 災害時の避難所用消毒液、間仕切りなどを購入	 <p>町内飲食店でテイクアウトをご利用いただき、ありがとうございました。 このノボリのあるお店では引き続きテイクアウトできますので、ぜひご利用ください。</p>
------	---	--